

## 身分証明書について

厚生労働省の通達により、以下の身分証明書のコピーを提出してください。

※現住所が証明書記載の住所と異なる場合は、現住所の記載された証明書も必要です。

### 1. 顔写真付きの証明書（1点）

- ・運転免許証（両面）

※住所変更確認のため、裏面も必要

- ・パスポート（写真印刷面および住所記載面）

※住所記載のあるものに限る（2020年2月3日以前に申請した日本国発行のもの）

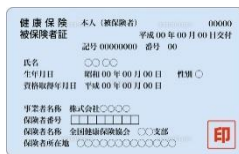
- ・個人番号カード（表面のみ。番号記載の裏面は送らないでください。）



- ・公の機関が発行した身分証明書で写真付きのもの。（電気工事士免状など）
- ・その他、官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で顔写真付きのもの。

### 2. 顔写真なしの身分証明書（2点）

- ・健康保険証



- ・国民年金手帳
- ・住民票（マイナンバー部分を塗りつぶしてください）
- ・その他、官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で顔写真なしのもの。

※マイナンバー通知カードは利用できなくなりました。



### 3. 外国籍の方の証明書

- ・「在留カード」・「外国人登録証明書」・「特別永住者証明書」のいずれかのコピーを提出

※外国人建設就労者の要件 ①～③のいずれかの在留資格に該当する者であること。

- ① 永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等
- ② 技能実習生
- ③ 特定技能1号・2号：建設

※期限切れの証明書は無効

※「就労制限の有無」で「就労不可」の方は加入できません。